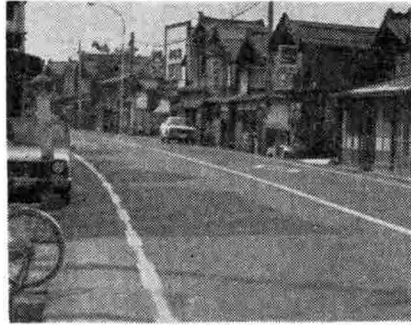


12月1日から

# 駐車を義務づけ

## 長時間の路上駐車は禁止

十二月一日から、中之島村でも自動車を購入するときに駐車場があることが義務づけられ、また、道路上に長時間自動車を放置することができないことになりました。



そこで、この適用にあたっては、最近特に路上駐車の増加や、車の普及高揚などで交通の遅滞がいちじるしく、これらによる交通事故の発生が増大しているため、このほど「自動車の保管場所の確保等に関する法律」が改正され、適用されるものです。

### 〈駐車場（保管場所）の義務づけ〉

十二月一日以降に自動車を購入するときは、自家用の場合は、見附警察署長、事業用の場合は、新潟陸運局長が発行する自動車保管場所証明が必要で

す。つまり自動車保管場所がないときには、自動車を購入することができません。また、自動車の名義変更の場合も同様です。これが適用されるのは、二輪の小型自動車、二輪の軽自動車

および二輪の小型特殊自動車を除く、すべての原動機を使用する車です。

### 〈道路使用の禁止〉

道路上の同一場所に十二時間以上駐車したり、夜間に八時間以上駐車することは禁止されます。

いままでは、駐車禁止となっていた道路以外、道路に自動車を放置していても罰せられませんが、今後はこれができないことになるため、じゅうぶんご注意ください。

### ゴミ搬出について

#### お願い

これから定期的に物の乾きが悪くなりますので、ゴミの搬出については、「燃えるゴミ」と「燃えないゴミ」を混入しないよう区分し、極力小さくして、丈夫な袋、木箱、ダンボール箱に入れ散乱しないように注意してください。特に二三日前から搬出されますと、犬や猫が袋をかみ切って付近が不衛生になりますので定められた日時と場所に搬出してください。

● 燃えるゴミの中には、絶対に燃えないゴミを混入しないこと。

▲ 枝豆の木、庭の草などは、三日位天日に乾燥してから搬出すること。

## おとしよりの家が完成 超音波風呂も完備

おとしよりの家「刈谷田荘」が11月12日竣工式を終え、60才以上の方々に11月18日から無料で施設の開放を行っています。（但し、25日までは各老人クラブの団体のみで、一般開放は26日から）

### ～主なもくじ～

- △ 10月28日執行の選挙結果…………… 2
- △ 村民待望の「刈谷田荘」が完成…………… 3
- △ 土地の先買制度が改正…………… 4
- △ 秋季火災予防運動始まる…………… 5
- △ 12月1日から駐車を義務づけ…………… 6

### — 今月の納税 —

- △ 軽自動車税11月期随時分
- △ 保育料 11月分

編集と発行・役場企画課



## !! ルールを守った正しい狩猟を !!

11月1日から狩猟解禁



今年も十一月一日から（来年二月二十五日まで）狩猟が解禁になり、信濃川のあちこちで猟銃を肩に、ポイントなどの猟犬を伴って歩くハンターの姿も見られるでしょう。

### 銃の管理は 厳重にしましょう

扱ったり、おもしろ半分引き金を引いたら大変なことになります。まかり間違えば、凶器にも早がわりますので、銃の管理については念には念を入れた取扱いをしてください。

▲ 水切りはよくしてから袋等に入れ、収集日が雨天の場合には、特にゴミが雨にあたらぬよう収集時間に合わせてゴミステーションに搬出すること。

▲ 搬出物は、極力小さくまとめ、収集員が簡単に自動車に積荷できる大きさと、重さにして搬出すること。

▲ 木材など、ゴミステーションに搬出する場合は、少なくとも長さ六〇センチ（二尺）、巾

二〇センチ（七寸）位に節断して搬出してください。（但し、ゴミ焼却場に直接運搬する場合は長尺でも可能です。）

▲ ゴミ入れ袋等はきちんとしたものに入れないと、収集のときに底が抜けたりして、収集率が低下しますので充分注意してください。

▲ 紙クズのようなよく燃えるゴミは、畑などで燃さないで一しょに搬出してください。



# 村民待望の「刈谷田荘」が完成

## 11月18日からオープン

建設が進められておりました、老人憩いの家の「刈谷田荘」がこのほど完成しました。竣工式は、十一月十二日の午後二時から挙行され、待望のおとしりの方々の利用については十月十八日から開放していただきます。建設地については、すでにご承知のとおり本村が生んだ偉大な政治家大竹貫一郎の屋敷南側に面するやや小高い所に建設されており、緑の多い環境の良いところでおとしりの「憩の場」としてはうってつけです。なお、利用の方法等については、前号によってお知らせしましたが、はじめのうちは相当利用者が多いので、早め早めに申込書を提出してください。従って、申込書の提出については、使用しようとする五日前までに役場住民福祉課または、刈谷田荘の事務所にお申込みください。但し、緊急その他やむを得ない理由で予約することができない場合もあると思いますので、そのようなときは利用できるかどうかを刈谷田荘の事務所におたしかめのおえ利用してください。(申込みは一定の申込書、または電話でも受け付けます)

また、バスを利用しておいでになる方は、中之島学校前まで

- △ 建築面積 三三〇・九八平方メートル
- △ 建築物の構造 木造平屋一部ブロック造シングル葺。
- △ 集会室(床の間付) 二四帖
- △ 教養娯楽室(ステージ付) 二八帖
- △ 休養室(三室) 二八帖
- △ 浴室(超音波風呂) 二室
- △ 湯沸室 一室
- △ カラーテレビ 二台
- △ ステレオ
- △ 自動マッサージ器 二台



休 養 室 (竣工式より)



教 養 娯 楽 室 (竣工式より)

### 10月28日執行の選挙結果

## 斎藤現村長が再選 村議補選は、西沢・鈴木の両氏

投票率92・66パーセント

村政始まって以来の激戦となった、村長選挙と、同時執行の村議会議員の補欠選挙は、去る十月二十八日投票、即日開票の結果、村長には現村長の斎藤現氏が、他の二名を大きく引きはなし再選され、今後四年間の村政を担当されることになった。また同時に行われた村議会議員選挙には、西沢角市氏、鈴木安一氏の両氏が当選された。



村長に再選された斎藤現氏



村議補選に当選の西沢角市氏



鈴木安一氏

十月二十八日(日)執行の村長選挙と同時に執行された村議補選については、去る十月二十一日告示され、村長選については、村政始まって以来の三名の候補者の届出があり、投票日前日まで激しい戦いとなった。また村議補選についても、定員二名のところ三名の立候補者の届出があった。

投票日は、去る十月二十八日(日)に行われ、朝からの雨もようで出足が心配されておりましたが、四年間の村政をなう、われらの代表を選ぼうと言うことから、朝から出だしが好調で最終投票率は九十二・六六パーセントとなった。

開票は、即日午後七時三十分から公民館講堂で行われましたが、一番身近な選挙とあって、参観者席は満員となり、マド越しにもかなりの人ががきができた。

## 小学校統合問題など早期実現 高速時代に促した村政を

この任期が満了に伴う村長選挙が、十月二十八日(日)執行され、現村長が再選されました。今後四年間村政を担当されるにあたり、小学校の統合問題の早期実現、用水改良事業の促進、農協合併の早期実現など三重点政策の柱として、高速時代に対応した村政を推進して行くことを明らかにされました。



任期満了に伴う村長選挙が、十月二十八日(日)執行され、現村長が再選されました。今後四年間村政を担当されるにあたり、小学校の統合問題の早期実現、用水改良事業の促進、農協合併の早期実現など三重点政策の柱として、高速時代に対応した村政を推進して行くことを明らかにされました。

たい決意であります。特に永年の懸案でもある、小学校統合についても、議会も特別委員会でも検討しておりますが、私は来年度は用地買収に着手し、五十年積極的に取り組む覚悟で皆さんのご信頼に、おこたえしたいと念願しております。つきましては、今後ともお気づきの点につきましては、どうぞご遠慮なく助言をいただくとともに、皆さんの村長として、どんなお引き回し下さいますよう重ねてお願い申し上げます。いささか今後の抱負と、よりいっそうの支援をお願い申し上げます。これからの四ヶ年間の村政を執行してまいりたいと思っております。

### 二選された斎藤村長

【当日の有権者数】  
 第一投票区 一、五四三  
 第二 " " 一、一三六  
 第三 " " 八八四  
 第四 " " 一、二二一

【投票者数】  
 村長選挙 七、三四二  
 村議補選 七、三三六

【開票の結果】  
 村長選挙 斎藤現 七、三三六  
 鈴木正二 新 一、六八二  
 佐々木佐敏 新 一、六七六

村議補選  
 西沢角市 新 三、〇三一  
 鈴木安一 新 二、三四六  
 樋山正作 新 一、六七五

村長選挙  
 投票総数 七、三四二  
 有効投票 七、二五〇  
 無効投票 九二

村議補選  
 投票総数 七、三三六  
 有効投票 七、〇五二  
 無効投票 二八四



# 土地の先買い制度が改正 市街化調整区域内も適用

## 五反以上の土地取引は県知事に届出

去る、昭和四十七年二月一日、土地の先買制度を内容とする「公有地拡大推進に関する法律」が施行され、市街化区域内の土地取引が制限されていたこととすに御承知のことと思ひます。このほど、その法律が改正され、本年二月一日から市街化調整区域内の土地取引についてもこの制度の適用を受けることになりました。そこでこの制度の概要を説明します。

### 【土地の先買い制度とは】

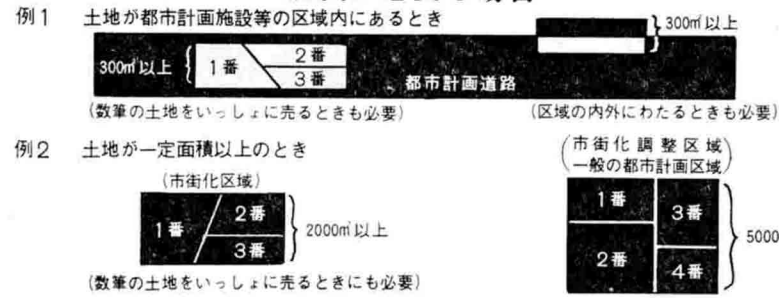
皆さんが、土地の売買などを行なおうとするときに、県知事に届出をしていただき、県知事や村などが、道路、公園敷地または、公共事業にかかった人の代替地などにあてるためその土地を優先的に譲り受けることができる制度です。この制度の適用範囲は、都市計画によって定められている都市計画区域の全域です。

### 【届出が必要な土地とは】

あなたが都市計画区域内の次のような土地を有償で譲渡しようとするときは、契約をむすぶ

前にそのことを県知事に届け出なければなりません。届出の受

### 届出が必要な場合



付は、市町村役場で行ないます。  
1、都市計画で定められた道路、公園、学校など施設の予定区域内の土地であるとき。  
2、道路、河川、新幹線などの予定区域としてそれぞれの法律の手續により定められた区域内の土地であるとき。  
3、新たな市街地の造成を目的とした県知事が指定し、公報で公告した土地画整理事業の施行区域または新都市基盤整備事業の施行区域内の土地であるとき。  
4、面積が五、〇〇〇平方メートル(約五反)以上の土地であるとき。(ただし市街化区域内で施設にかかるものは三〇〇平方メートル以上の土地)

### 【適用除外】

1から4までの土地の譲渡であっても次のような場合は届出の必要がありません。  
○1から3までの場合で、三〇〇平方メートル未満(九一坪未満)の土地を譲渡するとき。  
○1、2の場合でも3の、県知事が指定した土地画整理事業以外の土地画整理事業の施行区域内の土地を譲渡するとき。  
○国、地方公共団体、土地開発公社、日本住宅公団などの一定の公的な法人に土地を譲渡するとき。  
○都市計画事業などの公共的な事業のために土地を譲渡するとき。

### 【届出や申出をしたあととは】

あなたが届出や申出をした土地を、市町村、県、土地開発公社などが道路、公園、学校、住宅用地など公共的な目的のために必要だと考えれば、県知事にだれが何のためにその土地を買いたいのかをあなたに通知して、あなたとの間で土地の買取りの協議をさせていただきます。

### 【届出や申出の手續は】

届出または申出の手續は、県知事あての土地有償譲渡届出書または土地買取希望届出書をその土地が所属している市町村役場へ提出していただきます。届出または、申出書等の書類は役場に用意してありますが、その届出書には、土地の位置図と地形図が必要です。  
【届出、申出をするとき一定の期間土地の譲渡が制限】  
届出や申出をするとき、一定の期間内は、その土地を譲渡することができません。その制限がかかる期間は、役場に届出や申出をした日から、最大限六週間です。ただし、買取りの希望ない旨の通知があったときは、三週間です。  
※その他詳細は、役場企画課へお問い合わせください。

# 秋季火災予防運動始る

11月26日～12月2日まで

秋の火災予防運動が、十一月二十六日から一週間全国いっせに行われます。

この運動の目的は、火災の多発期を迎えるにあたり、村民一人ひとりが防火意識の向上を図り、火災の発生防止と人命損傷事故の絶滅を図るためにおこなわれるものです。

そこで、県内における本年四月から九月までの六ヶ月の火災発生状況を見ると、出火件数七百二十七件、その内五百三十三件が建物火災となつています。死者については、二百六十八人(うち、老人、幼児が十八人)が尊い命を失つています。このような実態からして、毎年発生する八十パーセント以上が、火気の取扱いの不注意や不始まつた失火によって発生しています。

したがって、火災をおこさないための最も大切なことは、火気を取り扱う各家庭の家族一人ひとりが火の元に対する注意心、心がまえにあることを示しておきます。家庭などで火災になつたとき、ガス爆発などを除き、いきなり大きく燃えあがるようなことはまずありません。タバコの火やストーブが倒れて出火した場合でも、まず近くの紙や布団に燃えうつり、カーテンや、ふすまに火がついてから天井へ延焼してゆき、ある一定の時期に達してから、炎が広がって、大きな火になつてしまふのです。

したがって、火災の初期の段階にバケツなどを正しく使つて消火をおこなえば火災を防止することが出来ます。そこで家庭での簡単な火災防止と消火の方法について次のご説明します。

### ＜火災防止について＞

・老人、病人、幼児等の就寝場所の再点検  
本年上半年における火災状況をみてもわかるように、老人や幼児の死亡事故が非常に多くなつてきていますので、各家庭におかれては、就寝場所の再点検を行い二階または、出入口から離れた場所での就寝は、極力避け、死傷者発生防止にとめてください。



タバコのなげ捨て  
寝タバコの防止

・タバコをこの投げ捨てると寝たばこの防止  
喫煙中のタバコの温度はご存じでしょうか。約七〇〇度までに達するそうです。その高温の火源の喫煙者の不注意、不始末によって火災の原因になつてい

ることを充分認識し、タバコの投げ捨て及び寝たばこの防止を

はかり火災発生防止に務めましょう。

・暖房器具の取扱いによる火災防止。  
昨年の石油ストーブ等の器具による出火件数は七百七十七件に達しており、その原因を調べると、①ストーブの近くでガソリン等を取り扱ったための引火、②ストーブの火がよく消火しない内に、石油の補給による引火、③ゴム管の老朽化、きれつ、差しこみのゆるみ等によって出火したなどが上位を占めています。特に、暖房器具の位置等については、カーテンやふすまなどの近くで使用しないようじゅう分注意しましょう。

### ＜消火器具の完備とその取扱いについて＞

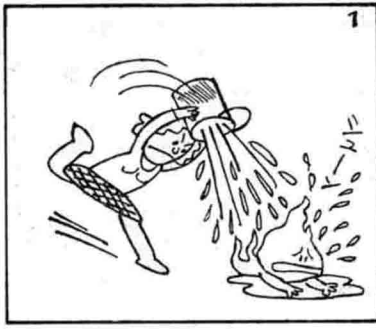
・消火器具の使用方法は家族全員に

消火器は、とっさのとき使うものであり、そのとき使い方がわからなくては何の役にも立ちません。したがって、あらかじめ使用方法をよく読み、家族全員が取り扱えるようにするとともに、消火薬剤の詰め替えの時間などを利用して、使い方を練習しておくことが大切です。

・消火器の正しい置き場所  
1、歩行者や荷物の運搬のし

やまにならないところで、いつでも手に取りやすい場所に置く。  
2、物陰にならないみやすい場所に置く。

あなたにもはじめは  
消せる小さな火  
(火災シズン来る)



3、直射日光の当たるところや湿気の多いところはさける。

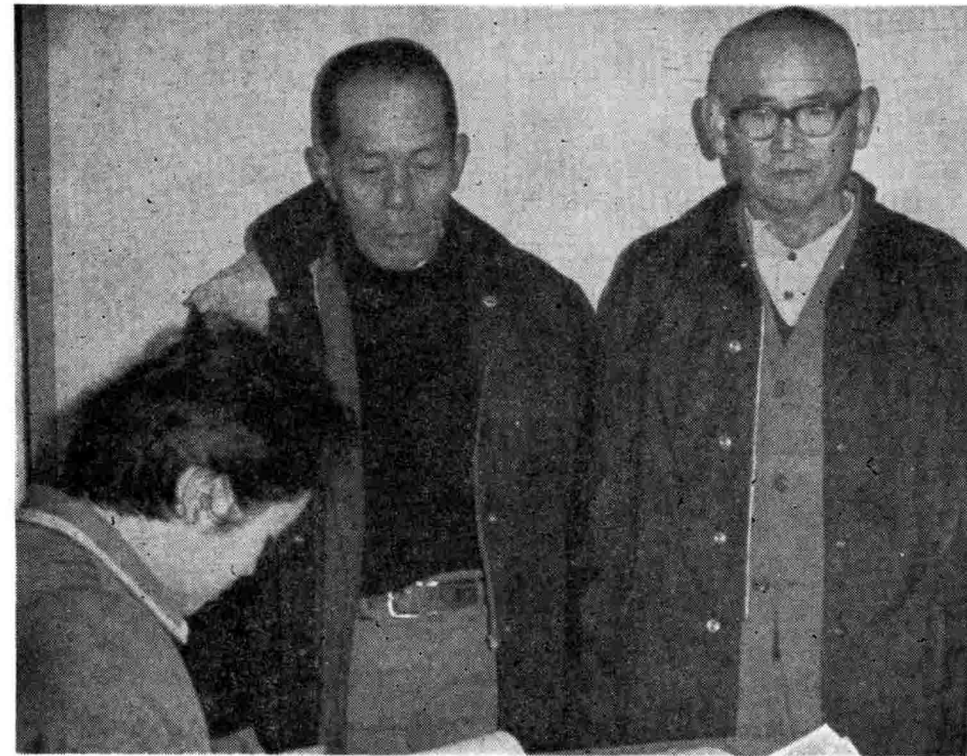
・水バケツのそなえ  
家庭における最も簡単な消火用具として「水バケツのそなえ」を心がけることは大切です。  
1、バケツにはいつも水を入れておき、消火用のものは他に使用しないこと。  
2、水バケツのおき場所は、家族全員が知っていること。  
3、夜間などの非常時にそなえ、入浴後の風呂の水は抜かないようにすること。

# 広報 なかのしま

南蒲原郡中之島村役場

年金 特別号

## 年金法が大巾に改正



物価変動に応じた  
スライド制を採用

わが国における国民福祉の充実、なかでも老後の所得保障の中核となる、公的年金制度の飛躍的改善については、国民各層から広く望まれていたが、このたび国民年金法の改正が、去る九月十八日の国会で可決され、来年一月から一部適用されることになりました。

この国民年金制度については、昭和四十四年の改正によっていわゆる「二万円年金」の実現をみたところであるが、近年における核家族化の進行と扶養意識の変化は、わが国における老人をとりまく環境に著しい影響を与えており、老人が安心して老後を送ることができるよう、国民福祉の基礎ともいべき老人対策の確立が望まれていた。なかでも、老後保障の柱となる年金制度に対する国民の期待は、各世代を通じてかつてないほどの高まりをみせてきた。

このような年金制度に対する国民の期待に応えるために、昭和五十年および昭和四十九年度に予定していた財政計算期を、昭和四十八年度に繰り上げ、年金制度の改善を行うこととし、年金水準を大巾に引き上げ、物価変動に応じた年金額の自動的改定措置がなされ、いわゆる「スライド制」の導入をとり入れたことが大きな改善の柱となっています。

### 老齢福祉年金が月額五千円に

福祉年金は、国民年金に加入したけれども、加入期間が短かったために一定の期間保険料を納める前に、老令・障害・死亡といった事態にあった人や、昭和三十六年に国民年金が発足した当時、すでにそういう状態になっていた人に対して、全額国庫負担で支給される年金制度です。この福祉年金の額も、今回の改正で、十月一日から、次のように大巾に年金額が引き上げられました。



改善されたおもな内容		
	改正前	改正後
老齢福祉年金	39,600円 (月額 3,300円)	60,000円 (月額 5,000円)
障害福祉年金	60,000円 (月額 5,000円)	90,000円 (月額 7,500円)
母子福祉年金	51,600円 (月額 4,300円) 〔子が2人以上のときは、2人目から1人につき4,800円加算〕	78,000円 (月額 6,500円) 〔子が2人以上のときは、2人目から1人につき4,800円加算 (昭和49年1月からそのうち1人については9,600円加算)〕
準母子福祉年金	母子福祉年金に準ずる	母子福祉年金に準ずる

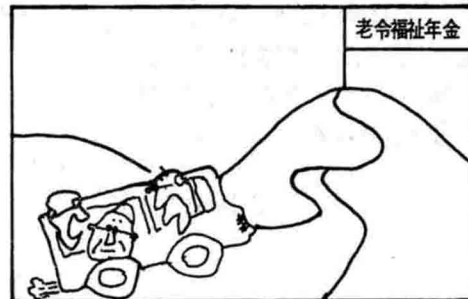
### 谷間の年齢層に

### 特別給付金月額四千円支給

明治三十九年四月一日以前に生れた方は、国民年金発足当時、制度への途がとざされており、七十才になるまで、どこからも年金を受けることができない、いわゆる年金の「谷間」にあつたわけですが、今回の改正により新しく「老令特別給付金」が支給されることになりました。ただし、この特別給付金は、老令福祉年金をもらえるように

なるまでのつなぎとして支給されるものですから、七十才になると自動的に老令福祉年金に切り替えられます。

なお、すでに障害者であるために老令福祉年金をもらっている人や、厚生年金など他の公的年金制度から年金をもらっている人、更に、所得が多い人などには、老令福祉年金と同じ基準で支給がさしとめられます。



### 所得制限が大巾に緩和

本人の場合43万円に

福祉年金は、年金を受ける本人や配偶者、または、扶養義務者の前年の所得が、扶養親族等の数に応じて、一定の額をこえると支給がさしとめられることになっていますが、今回の改正によってその限定額が次のように緩和されました。

項目	実施時期	現行	改善の内容
1. 所得制限の緩和 (1)本人所得制限限度額の引上げ ア. 老令・障害福祉年金 イ. 母子・準母子福祉年金 (2)扶養義務者(配偶者含む)所得制限限度額	48. 5	(扶養親族0人) 380,000円	扶養親族の数 0人 430,000 1 520,000 2 660,000 3 800,000 4 940,000 5 1,080,000
		(扶養親族5人) 1,750,750円	受給権者(老障)所得制限限度額 1,284,700 1,424,700 1,564,700 1,704,700 1,844,700 1,984,700
2. 恩給等の併給制限の緩和 普通恩給・戦争公務扶助料	48. 10	限度額 60,000円	限度額 100,000円
		中尉以下全額支給	大尉以下全額支給

◎ 特例(70才以上の人)  
扶養親族が2人以上いる場合その中に所得税法に定める老人扶養親族1人につき2万円を加算する。ただし老人扶養親族のみの場合にはそのうち1人を除いた老人扶養親族1人について2万円を加算する。

◎ 新得制限限度額表の扶養義務者、母子、準母子の額は社会保険料控除額8万円を含めた額である。



# あなたの年金額は……

国民年金法が今回大巾に改正され、年金額の引上げ、スライド制の導入などといわれているが、自分の年金額は、いったいどれくらいになるのか、下表にかかげましたので参照してください。

## 年金受給額

生年月日	定額分		年金額 (年間受給額)		
	年数	附加年金分	定額分	附加年金分	合計
明治39年4月1日 明治44年4月1日	10年	0.6	150,000	1,200	151,200
" 45. 4. 1前	11	1.6	156,000	3,600	159,600
大正 2. 4. 1 "	12	2.6	162,000	6,000	168,000
" 3. 4. 1 "	13	3.6	168,000	8,400	176,400
" 4. 4. 1 "	14	4.6	17,4000	10,800	184,800
" 5. 4. 1 "	15	5.6	180,000	13,200	193,200
" 6. 4. 1 "	16	6.6	186,000	15,600	201,600
" 7. 4. 1 "	17	7.6	192,000	18,000	210,000
" 8. 4. 1 "	18	8.6	198,000	20,400	218,400
" 9. 4. 1 "	19	9.6	204,000	22,800	226,800
" 10. 4. 1 "	20	10.6	210,000	25,200	235,200
" 11. 4. 1 "	21	11.6	216,000	27,600	243,600
" 12. 4. 1 "	22	12.6	222,000	30,000	252,000
" 13. 4. 1 "	23	13.6	228,000	32,400	260,400
" 14. 4. 1 "	24	14.6	234,000	34,800	268,800
" 15. 4. 1 "	25	15.6	240,000	37,200	277,200
昭和 2. 4. 1 "	26	16.6	249,600	39,600	289,200
" 3. 4. 1 "	27	17.6	259,200	42,000	301,200
" 4. 4. 1 "	28	18.6	268,800	44,400	313,200
" 5. 4. 1 "	29	19.6	278,400	46,800	325,200
" 6. 4. 1 "	30	20.6	288,000	49,200	337,200

定額については、昭和36年4月から納付始めている。

附加年金については、昭和45年10月から納付始める。

定額分年金額 800円×納付月数

附加年金額 200円×納付月数

10年納付者の場合(120月×800円)+[(300月-120月)  
(96,000円) (54,000円)  
×300]=150,000

### 時効になった保険料の特別納入について

保険料未納のまま2年過ぎると時効によって納められなくなります。長い間保険料を納めないでいると、納付期間が不足して将来年金を受けることができなくなります。そこで、このような人が年金から取り残されることのないよう、今回の改正によって一定期間に限り納入が認められるようになりました。

- ・ 保険料 未納期間1ヶ月900円。
- ・ 納期限 昭和50年12月31日まで。

# 老齢年金

## 夫婦で50,000円の年金が確立

## 月額900円の掛金で

基本的には二十五年以上加入した人が、六十五才に達したときに支給されます。支給される年金の額は、国民年金では保険料が免除される制度がありますので、保険料を納めた期間と免除された期間に分けて計算されます。

項目	現行	改正後
老令年金	定額 320円×300月=96,000円 (月額8,000円)	定額 800円×300月=240,000円 (月額20,000円)
	所得比例 180円×300月=54,000円 (月額4,500円)	附加年金 200円×300月=60,000円 (月額5,000円)
5年々金	30,000円 (月額2,500円)	96,000円 (月額8,000円)
10年々金	60,000円 (月額5,000円)	150,000円 (月額12,500円)
通算老令年金	320円×年数	明治44.4.1以前生 1,200円×年数 明治44.4.2以降生 800円×年数
障害年金	1級 132,000円 (月額11,000円)	300,000円 (月額25,000円)
	2級 105,600円 (月額8,800円)	240,000円 (月額20,000円)
母子、準母子年金	100,800円(月額8,400円)子が2人以上のときは第2子から1人につき4,800円加算	240,000円(月額20,000円)子が2人以上のときは第2子から9,600円第3子から4,800円
死亡一時金	10,000円~52,000円 納付済3年-10年未満10,000円 納付済10年-15年未満14,000円	17,000円~52,000円 納付済3年-15年未満

今回の改正によって、この一ヶ月当りの額が八百円に引き上げられました。  
この改正によって、保険料を二十五年納めた人の老令年金は、月額二万円になり、また、普通の保険料のほかに、附加年金の保険料二十五年間納めておられた方については、月額五千円の附加金加算され、合計二万五千円の年金が支給される。また、夫婦が同条件であれば合せて五万円の年金が支給されます。



しかし、国民年金が充足して

から十二年しか経過していないため、保険料を二十五年間納付した老令年金はまだできていません。そのため、今回の改正では、十年年金、五年年金に重点的に国庫負担等をふやし、厚みのあ

## あなたも有利な五年年金を 再加入の申出十月一日から

国民年金充足当時十年年金に加入しなかった人、または、昭和四十五年に開かれた五年年金に加入の機会を失った人のために、今回の改正によって、もう一度加入の機会がもうけられました。

- ・ 再加入できる人  
明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生れた人。
- ・ 再加入の申出期間  
本年十月から昭和四十九年三月三十一日まで。(該当者は住民福祉課に申し出て下さい)
- ・ 保険料  
昭和四十五年六月までの三年四ヶ月分さかのぼって、一ヶ月当り九百円の保険料となります。

(注・保険料がさかのぼって納めることとなりますが、二年後の昭和五十年に、この年金が受けられるたいへん有利な制度です)  
・ 年金額  
年額九万六千円(月額八千円)

- ・ 加入できない人  
1、他の公的年金の被保険者または、組合員。  
2、国民年金法による老令、通算老令年金を受けることのできる人、または、その期間を満たしている人。  
3、他の公的年金制度から通算、退職年金を受けることができる人、または、その期間を満たしている人。